

見守り  
新鮮情報

# 土地売却のため? 金銭を請求 されたら要注意 原野商法の二次被害

数十年前に「宅地造成するから」と勧められて**山林**を**購入**したが、その後宅地ができる様子はなく、そのまま所有するだけになっていた。高齢になり、**子**や**孫**に**迷惑をかけたくない**ので売却したいと考えた矢先、**仲介業者**から**土地の売却**を勧める電話があり、媒介と測量を依頼することにした。事業者は、180万円で売却するので**媒介手数料20万円**を**先払い**するよう要求してきた。すぐ支払ったが、その後連絡が取れなくなった。  
(80歳代)



ひとこと  
助言



契約する前に  
相談

- 過去に原野商法で土地を購入し処分に困っている消費者に、土地を売るためと言って、測量費や広告費、手数料など様々な名目で金銭を支払わせる手口に関する相談が寄せられています。
- 土地の売却のためと言われて、何らかの名目で金銭を請求されたら、契約する前に家族や周りの人に相談しましょう。少しでも不審に感じたら、きっぱり断ることも大切です。
- 土地の相続や処分等については、様々な情報を集め、焦らずに家族でよく話し合しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第457号 (2023年7月25日) 発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)

相談専用電話 829-1234 または 消費者ホットライン 188

時間 10時~17時 (土日祝も可 月曜定休)